

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1. 治山対策

(1) 荒廃地の復旧対策

本村の林野面積24,485ha(国有林含む)は、村総面積25,294haの97%に当たり、主要森林地帯は各河川の水源地となっており、防災上重要な位置を占めている。森林は水源かん養・土砂崩壊防止・土石流出防備等各種の公益的機能を有しているが、治山事業は森林法・治山治水緊急措置法・地すべり等防止法に基づくもので、このような森林を造成・維持することにより山地災害発生未然防止や再災害の防止を図っている。事業の実施に当っては砂防・河川事業と連携を保ち、流域保全と局所防災の見地から村民の生命財産等の保全を期す方針である。

本村は地形が急峻なところが多く、地質的には破碎帯、断層等複雑であり、山地災害発生危険が極めて高く平成20年度から平成30年度までの10ヵ年計画である、球磨川流域森林計画に山地災害危険地を重点的に要望していく方針である。

(2) 保全林整備対策

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉・落枝・林地土壌の作用が山地の降雨を地中に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量をほぼ一定にする機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流出又は崩壊の発生を防止する等、洪水調節機能・渇水緩和機能及び浸蝕防止機能等に優れた効果をもっている。しかし、これらの森林が過失や災害によって破壊された場合、また地味劣悪のため粗悪な林相を呈している場合には、放置すれば前述の保安諸機能が低下し、または喪失して国土の荒廃を招く恐れがある。

これらに対して、森林の質的向上を図るため防災施設を整備しながら改植・補植及び下刈り施肥等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の水資源のかん養機能と土砂の流出及び土砂の崩壊防止等の維持増進を図ることとしている。

(3) 山地災害の原因と対策

本村の災害の主なるものは水害であり、豪雨により山地が崩壊し土石流となって流下して下流の人家・耕地その他に甚大な被害をもたらすのが要因である。豪雨による山地崩壊の原因は次のようなものがある。

- ①無林地状態にある山地の浸蝕作用が進み、野溪が発達して起こる山崩れ
- ②雨水が山腹の地下表層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落
- ③表層の下部に不透水層があり、雨水の浸透が行われず、不透水層に沿って滑落して起こる山崩れ
- ④無林地状態の脆弱にして不安定な山地地盤の崩落
- ⑤溪流の浸蝕が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ

⑥不安定な地下水層に雨水が浸透して、その傾斜にそって起こる滑落

山地災害危険地区調査において、危険地区と判定された箇所については、第10次治山計画に基づき山脚固定のための谷止工、溪床勾配安定のための堰堤工事を施行するとともに災害に強い森林を造成し、山地崩壊を未然に防止する計画である。

2. 砂防対策

本村は、急峻な山間を流れる河川が多く、豪雨の際には山腹法面崩壊が多いため、これらが塞がれ土石流となって下流に流送され、耕地・人家・その他の公共施設等に甚大な被害を与える恐れがあり、特殊土壌地帯で地質も複雑である。人家5戸以上の集落に流入している溪流の内、土石流の発生により土砂災害が予想される危険溪流の数は別冊資料編のとおりである。

本村においては、堰堤工・床固工流路工等の施行を土砂災害の防止対策として国土交通省及び県に対し要望する必要がある。更に、土砂災害防止法（平成13年4月施行）に基づき土砂災害危険個所の専門的調査を実施し、土砂災害の恐れがある五木村の危険区域を警戒区域に指定を行った。これに基づき土石流危険溪流周辺における警戒・避難体制の整備を図る。

3. 治水対策

本村は西部から流れる五木小川と北部から流れる川辺川が頭地地区において合流し、さらに球磨川に合流して八代海に注いでいる。

村内は、一級河川8・砂防指定河川24となっているが、これらの河川整備については災害頻度の高いものから順次要望する。

4. 道路橋梁対策

(1) 道路対策

本村の道路は急峻な山間を通るため、崩土・がけ崩れ等の恐れがあり防災コンクリート防護網・法面被覆等による整備を図るとともに、国県道については随時要望する。

(2) 橋梁対策

本村が管理する道路橋梁について、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害防止を図るため、全村における既設橋梁を点検に着手し、平成22年度に完了した。またこの点検に基づき、橋梁の長寿命化修繕計画の策定を行い、計画に基づく予防的な修繕によって道路橋梁の適切な維持管理に努める。

第2節 山崩れ・がけ崩れ等災害予防計画

1. 山崩れ等防止対策

(1) 山崩れ対策

山崩れ発生の危険度の高い箇所から山脚固定用谷止工・土石流発生防止用堰堤・山腹緑化工・基礎工等の施行を順次要望し、山地の崩落を未然に防止する。

(2) 農地保全対策

本村の農地のうち急傾斜地帯に造成された樹園地・畑地等は、降雨による浸蝕に対して弱く、耕地の流崩壊はもとより、下流の人家までも被害を及ぼす可能性がある。これらに対する防災対策として急傾斜対策等の農地保全事業を実施する。

2. 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が各地に多発し公共建物・病院・人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

本村においては、がけ高5m以上、がけの角度30°以上、人家5戸以上（但し公共建物がある場合は1戸まで）の危険箇所は、別紙資料編のとおりである。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、区域内における行為の制限、防災措置の勧告、及び警戒・避難体制の整備を行うとともに崩壊防止対策工事を実施している。また危険箇所については、緊急を要する地区より順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する計画である。

さらに、これら危険箇所の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるための予防計画は次により実施する。

(1) がけ崩れ予想箇所の把握

村内におけるがけ崩れ予想箇所の実態を把握し、防災工事等によって対策を講ずる。

(2) 防災パトロールの強化

梅雨、台風期はもとより、豪雨が予想される時は事前にながけ崩れ予想箇所を中心として随時パトロールを実施する。（資料編「異常時パトロール要領」による）

(3) 所有者等に対する改善措置の強化

危険箇所については、必要に応じてその所有者・管理者・占有者に対して防災工事等の改善措置を取ることを指示する。

(4) がけ崩れの防災知識普及の徹底

がけ崩れ災害の特殊性から、特に危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は重要であり、機会をとらえて周知する。

3. がけ地近接等危険住宅移転対策

最近、各地において「がけ」の崩壊が頻発し、住民の生命、財産等に重大な被害をもたらしている。このため、「がけ」に近接する危険住宅の移転を促進することにより、住民の生命、財産の安全を確保することを目的として、「がけ地近接危険住宅移転事業制度」に基づき、危険住宅の移転に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要した費用の一部を助成する。

4. 急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制

(1) 指定地区

別紙（五木村地域防災計画書・資料編）に定める。

(2) 警戒体制

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制を定める。

①情報の収集及び気象予警報等の伝達方法

危険区域内に情報連絡員を定め、災害の発生する恐れがある場合、大雨注意報が発令された時には、電話及び防災行政無線による連絡を密にし、情報の収集及び気象予警報等の伝達を図るものとする。

②降雨量の測定

(ア) 降雨量の測定は総務課で行い、警戒体制に入ってから測定間隔は1時間とする。

(イ) 測定結果の通報先は総務課長とする。

③警戒体制においては、危険区域の警戒・巡視・住民に対する広報等を実施する。また必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示の処置を実施するものとする。

(3) 避難体制

危険箇所に対する安全措置が不完全である間、まず住民に対する避難措置の確立が最も必要である。村は、がけ崩れ災害の発生する恐れがある場合、あるいは危険が切迫した場合には、迅速かつ適切な避難勧告及び指示、その伝達方法、など必要事項についてあらかじめ避難計画の確立に努めるものとする。

また、避難場所、経路及び心得をあらかじめ危険区域住民に徹底させておくものとする。

(4) 応急復旧工事

応急復旧工事（地表水の排除、土留め等）の方法について定めておくものとする。

5. 土砂災害警戒危険区域の警戒避難体制

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に基づき、土砂災害警戒区域の指定を受けたときの警戒避難体制については、前項に準じて実施し、土砂災害に関する情報の伝達や円滑な警戒避難を行うための住民への周知に努める。

第3節 資材機材等の点検整備に関する計画

(1) 資機材の整備充実

村は、災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

- ① 救出救助用資機材
- ② 照明用資機材
- ③ 交通対策用資機材
- ④ その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

村は、災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第4節 火災予防計画

尊い人命や貴重な財産を火災から守るためには、村民一人一人の防火意識を高め、消防体制の重点的整備と火災予防の万全を期する。

1. 火災予防思想の普及徹底

(1) 火災予防運動

国民生活水準の向上にともない全国的に火災は年々増加の傾向にあり、しかもその原因の多くは失火によるものである。火災を未然に防止し被害の拡大を防止するためには火災予防対策を強力に押し進めなければならない。

① 予防思想の向上

例年全国一斉に行われる春秋2回の火災予防運動にあたっては、防災行政無線の活用と消防団による広報車の巡回及び村広報紙への登載やチラシ等の配付による啓発に努めているが、今後住民一人一人の火災予防思想の普及徹底を強力に推進する。

② 防火診断及び査察

火災予防運動週間は勿論、火災多発期において人吉下球磨消防組合北分署の指導のもと消防団による防火診断、火の元査察を実施し予防消防の確立に万全を期する。

(2) 防火管理者の講習等

消防法に定める防火対象物に勤める者及び防火管理者の講習は必要に応じ関係機関へ委託して行い、それぞれの防火管理者において消防計画を作成し消火、通報、避難訓練の実施、消火器等消火活動上必要な機器の点検整備を行い防火管理の万全を期するよう人吉下球磨消防組合中央消防署北分署の指導のもと実施する。

2. 消防力の充実強化

消防施設の整備及び人的消防力の充実を図るとともに教養訓練の徹底により消防力の強化を期する。

(1) 消防施設等の充実強化

① 方針

イ. 消防の近代的及び機動化を図り消防団員の不足を補うため、可搬動力ポンプ積載車及び可搬動力ポンプ整備促進を図る。

ロ. 機械器具の整備とあいまって河川取付け道路、防火水槽等消防施設の整備を図る。

②現 況

本村の消防力の現況は別冊資料編「別表」のとおりである。

③計 画

- イ．老朽可搬動力ポンプの更新を完了し、全6個分団に可搬動力ポンプ積載車を整備しているが、今後は老朽化による更新が必要となった場合は随時整備し、適正な配置を推進する。
- ロ．防火水槽及び河川水利を整備し、もって消防力の強化を図る。

(2) 消防団員の教養訓練

消防団員の資質の向上と消防技術習熟のため県消防学校計画に基づき団員を消防学校へ入校させるとともに、消防団員に対し教養訓練を実施する。

3. 森林原野火災予防

(1) 予防措置

火災の原因は、その殆どが人為的であり発生の場所が林野であってしかも造林地拵期と気象乾燥期が重なるので、人に対する措置と林野に対する事業及び施行について考慮しなければならない。

①教育指導

村広報紙及び林野火災多発期における村有林巡視人による巡回で予防思想の向上を図る。

②取締りの強化

人吉下球磨消防組合北分署の指導のもと、焚き火、喫煙等の制限を行い、火入れ許可の厳正な実施及び監督を行う。

(2) 防火施設

森林火災における防火施設は火災の早期発見、適切な消火の措置により被害を最小限に食い止める技術の習得及び消火の施設を設けることにある。

①教育指導

火災の予防及び消火技術の習得のため、必要に応じて人吉下球磨消防組合北分署の指導のもとに研修等を行う。

②防火施設の設置

人吉下球磨消防組合北分署の指導のもと、公有林等に防火線を構築し火災を最小限に食い止める。

第5節 地震災害予防計画

1. 地震災害の特性

地震はその発生の形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なり、各種災害が同時に、かつ複合的に生ずる特徴があり、極めて大規模な災害が生ずる恐れがある。
(別冊資料編「震度階級関連解説表(抜粋)」参照)

2. 地震災害知識の普及

- (1) 地震災害に対する新しい知識を広く住民に普及浸透させるため、あらゆる機会を通じ、あらゆる広報媒体を利用し、防災意識の高揚に努めるものとする。
- (2) 防災業務に携わる者はもとより災害発生の危険性のある施設、災害拡大の要因となる施設、防災上有効な施設を管理する者が、その社会的責任を自覚し地震災害に積極的に対処するよう防災意識の高揚に努めるものとする。

3. 地震災害訓練の実施

地震災害が広域にわたり、かつ複合災害であるという特殊性にかんがみ、特に情報の収集、伝達の方法、消防活動、避難誘導、救助活動、交通規制、道路啓開、公共施設の応急復旧等に重点をおいた訓練を実施するものとする。

4. 火災防止対策

地震発生時においても、最も重要な出火防止についての住民に対する広報等の徹底を図るものとする。

- (1) 自動消火装置付石油ストーブ等の徹底
- (2) 危険物取扱施設等についての規制及び指導の徹底
- (3) 初期消火の重要性と必要性の普及徹底
- (4) 消火用器具の備蓄の促進

5. 公共施設等の点検

地震災害発生時における公共施設等の重要性にかんがみその耐震性、耐火性その他防災上の性能及び効果について定期的に点検するよう指導するものとする。

6. 情報の収集、伝達体制

地震災害発生時における情報の収集伝達については、第3章第4節通信設備利用計画によるものとする。

第6節 防災知識普及計画

1. 実施機関

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・村等防災機関による災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、自らの職員及び村民に対し災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災組織の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。なお防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同しておこなうものとする。

その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、村は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する村民の理解向上に努めるものとする。

さらに、村は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2. 村職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる村職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、村は防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ① 五木村地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ その他必要な事項

(2) 教育方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3. 住民における普及の方法と内容

防災知識の普及は、下記の媒体を利用して行うこととし、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

また、災害の未然防止もしくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努めるものとする。

(1) 普及方法

- ① 区長会による印刷物の利用（村広報紙・チラシ等）
- ② 防災行政無線の利用
- ③ 五木村公式ホームページの利用
- ④ 五木村ケーブルテレビ自主放送「いつきちゃんネル」の活用
- ⑤ IP告知端末の利用
- ⑥ 防災マップの活用

(2) 普及内容

- ① 火災予防の心得
- ② 気象予警報等の種別と対策
- ③ 台風襲来時の家屋の保全方法
- ④ 農林産物に対する応急措置

- ⑤ 避難先及び避難方法
- ⑥ 非常食糧・水の準備(2～3日分の備蓄)
- ⑦ 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- ⑧ 災害時の心得
- ⑨ 地震に対する備え
- ⑩ 災害危険箇所の周知
- ⑪ 夕方明るいうちからの予防的避難
- ⑫ 避難困難な場合の対応(深夜の豪雨など)
- ⑬ その他

4. 学校教育における防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものであり、各教科、領域における指導も含め、学校教育活動全体を通して行い児童生徒の発達段階に応じて工夫を行い、地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育に取り入れ、避難訓練の実施と災害時の保護者への児童生徒の引き渡し方法について検討し防災知識の普及を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

- ①災害時の身体の安全確保の方法
- ②災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③風水害等の災害発生の仕組み
- ④防災対策の現状

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図る

5. 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

6. 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を

含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第7節 防災訓練計画

本計画は、地域防災計画の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害等を想定した訓練を実施するものとする。また、訓練の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1. 実施機関

災害応急対策の実施責任を有する各機関の長が実施するものとする。

2. 訓練の方法

- ①消防訓練
- ②避難訓練
- ③救助及び救護訓練
- ④通信訓練
- ⑤非常召集を含む動員訓練
- ⑥総合訓練
- ⑦その他必要な訓練

3. 訓練の時期

時期は最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

4. 訓練の場所

場所は最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

5. 実施の方法

訓練は、実施各機関が単独または他の機関と協力連携して、2に掲げる種類の訓練の一部または組合せ、図上または実地の方法で実施するものとする。なお、実地訓練に住民の参加を求めるときには、災害時要援護者に対する配慮を行うものとする。

6. 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

第8節 自主防災組織整備計画

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

2. 地域の育成指導及び強化

(1) 組織の育成指導及び強化

村長は、地域の実態に即し自主防災組織が結成できるよう促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行う。

また、村は自主防災組織相互間の情報交換等を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る

(2) 組織の編成単位

ア. 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ. 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

集落を単位とした自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。

－ 1 1 －

ア. 集落での活動の一環として防災活動を組入れることにより自主防災組織として育成する。

イ. 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する

ウ. 分館、婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

(5) 活動

ア. 平常時の活動

- 防災に関する知識の普及
- 火気使用設備器具等の点検
- 防災訓練の実施
- 防災用資機材等の備蓄及び管理
- マイハザードマップの作成
- 緊急連絡網の作成

イ. 災害時の活動

- 情報の収集及び伝達
- 避難誘導
- 出火防止、初期消火の実施
- 給食給水
- 応援救護・救出